

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の原案について

令和7年11月18日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があつたものです。

1 改正理由

人事委員会勧告に基づき、給料表及び期末・勤勉手当等の改定を行うもの

2 改正内容

(1) 給料表

初任給をはじめ若年層に重点を置いた給料月額の引上げ

(2) 通勤手当

交通用具使用者に係る手当額の引上げ

(3) 期末・勤勉手当

ア 一般職員

年間支給月数0.05月分の引上げ

現行 4.60月分 ⇒ 令和7年度改定後 4.65月分

イ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

年間支給月数0.05月分の引上げ

現行 2.40月分 ⇒ 令和7年度改定後 2.45月分

ウ 会計年度任用職員(パートタイム)

年間支給月数0.05月分引上げ

現行 4.60月分 ⇒ 令和7年度改定後 4.65月分

(4) 宿日直手当

次表のとおり手当額の引上げ

一般の宿泊直	特殊な勤務を主として行う宿泊直
4,400 円 ⇒ 4,700 円	7,400 円 ⇒ 7,700 円

3 施行期日

2 (1)、(2) 及び (4) 公布の日 (令和7年4月1日から遡及適用)

2 (3) 公布の日 (令和7年12月1日から遡及適用)